

議員全員協議会会議録

平成26年9月19日

宮古市議会

平成26年9月宮古市議会議員全員協議会会議録目次

(9月19日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のための出席者	2
議会事務局出席者	3
開 会	4
説明事項(1)	4
説明事項(2)	15
閉 会	21

宮古市議会議員全員協議会会議録

日 時 平成26年9月19日(金曜日) 本会議終了後
場 所 議事堂 市役所 6階大ホール

○

事 件

〔説明事項〕

- (1) 「すまいの再建」に係る支援策について
- (2) 宮古市総合計画基本構想(修正案)及び後期基本計画(素案)について

出席議員（28名）

1番	今村正君	2番	小島直也君
3番	近藤和也君	4番	佐々木清明君
5番	白石雅一君	6番	鳥居晋君
7番	中島清吾君	8番	伊藤清君
9番	内館勝則君	10番	北村進君
11番	佐々木重勝君	12番	須賀原千エ子君
13番	高橋秀正君	14番	橋本久夫君
15番	古館章秀君	16番	工藤小百合君
17番	坂本悦夫君	18番	長門孝則君
19番	佐々木勝君	20番	落合久三君
21番	竹花邦彦君	22番	松本尚美君
23番	坂下正明君	24番	茂市敏之君
25番	藤原光昭君	26番	田中尚君
27番	加藤俊郎君	28番	前川昌登君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

説明事項（1）

市長	山本正徳君	副市長	山口公正君
副市長	名越一郎君	総務企画部長	佐藤廣昭君
復興推進課長	滝澤肇君	財政課長	菊池廣君
市民生活部長	中村俊政君	生活課長	佐藤裕子君
保健福祉部長	下澤邦彦君	福祉課長	松館仁志君
産業振興部長	佐藤日出海君	農林課長	菊地俊二君
水産課長	伊藤孝雄君	都市整備部長	高峯聡一郎君
都市計画課長	中村晃君	建築住宅課長	松下寛君
上下水道部長	太長根浩君	生活排水課長	長沢雅彦君
復興推進課副主幹	川原栄司君	復興推進課主事	加藤敏也君
生活課被災者支援室長	藤村司君	福祉課主査兼査察指導員	久保田健一君
都市計画課主任	鈴木丈太君	建築住宅課主査	中西秀彦君
生活排水課副主幹	伊藤壽朗君		

説明事項（２）

総務企画部長 佐藤 廣 昭 君

企画課長 山崎 政 典 君

企画課主査 西村 泰 弘 君



議会事務局出席者

事務局長 上居 勝 弘

次 長 佐々木 純 子

開 会

午後 2時00分 開会

○議長（前川昌登君） ただいまから議員全員協議会を開会します。

ただいままでの出席は28名でございます。会議は成立しております。

それでは、次第に従いまして会議を進めてまいります。

○

説明事項（１） 「すまいの再建」に係る支援策について

○議長（前川昌登君） 説明事項の１、「すまいの再建」に係る支援策についてを説明願います。

山本市長。

○市長（山本正徳君） それでは、私のほうから宮古市の「すまいの再建」に関します追加支援、第３次支援策（案）について説明をさせていただきます。

市におきましては、これまで被災された方々が一刻も早く住まいの再建をなし遂げられるよう、平成24年12月、平成25年4月の2回にわたり独自支援策を策定し、実施をしております。

震災から3年半が経過し、防災集団移転促進事業、漁業集落防災機能強化事業等による宅地の供給や、災害公営住宅への入居が始まり、住まいの再建が加速的に動き始める時期を迎えてきております。

このことから、これまでの支援策の充実とあわせ、追加的によりきめ細かな支援を実施することで、被災された方の一日も早い住まいの再建を支援するため、第３次となる追加支援策について検討を行ってまいりました。その内容を本日お示しするものでございます。

それでは、資料に沿って説明をいたします。

１ページ目は、先ほど申し上げたこれまでの経過と第３次支援策策定の目的を記載いたしております。

次に、資料の２ページをお開き願いたいと思います。

これまで検討を重ね、第３次支援策として取りまとめさせていただいたものが、①宮古市浸水宅地復旧支援事業の拡充、②宮古市被災者定住促進住宅建築利子補給事業のかさ上げ、③新規の支援策でございます浄化槽再設置支援事業、④同じく新規の支援策でございます宮古市被災者賃貸住宅等入居支援事業、以上の４つの支援策であります。

続きまして、これらの追加支援策の具体について説明を申し上げます。

資料は３ページになります。

１つ目は、宮古市浸水宅地復旧支援事業の拡充でございます。

本事業は、津波により被災した宅地を復旧して、新たに住宅を建築、居住する方を支援するもので、既存制度におきましては330㎡——100坪でございますが——を境に、面積によって補助額に差を設けてございましたが、この要件を取り外しまして、総工事費が20万円以上の浸水宅地復旧工事につきましては、面積にかかわらず上限50万円まで補助しようとするものでございます。

なお、既に330㎡未満の区分で補助を受けており、今次改正との差額が生じる場合は、これはさかのぼって補助をさせていただきます。

次に、４ページをお開き願います。

２つ目でございます。宮古市定住促進住宅建築利子補給事業のかさ上げでございます。

対象欄の①から③に該当する方が住宅の建築、購入に当たりまして、金融機関等から借入れをした際の利

子相当額を補助する支援策でございます。今回上限を防災集団移転促進事業、がけ地近接等危険住宅移転事業と同等の457万円までにかさ上げ、補助しようとするものでございます。

なお、先ほどと同様に既に制度を利用されている方につきましては、現行の補助額の上限であります250万円を超える部分につきましては、その差額分をさかのぼって補助をしようとするものでございます。

なお、今回は従前持ち家であった方をかさ上げの対象と考えております。従前借家であった方につきましては、既存制度の250万円を上限といたしてございます。

次に、5ページをお開き願いたいと思います。

3つ目は、新規事業の浄化槽再設置支援事業でございます。

従前浄化槽を設置しており、東日本大震災に起因して浄化槽が被災し、住まいの再建にあわせて施設浄化槽を設置する方を支援するものであり、浄化槽再設置に係る市設浄化槽分担金を免除する支援策でございます。

なお、既に自宅を再建し市設浄化槽分担金を納めている方につきましては、これを還付いたしたいというふうに思います。

次に、6ページをお開き願いたいと思います。

4つ目でございます。宮古市被災者賃貸住宅等入居支援事業でございます。

これも新規の事業でございます。応急仮設住宅等から公営住宅、民間賃貸住宅等に入居する方の引っ越し費用への支援として、引っ越し事業者の領収書に基づき、上限5万円までの実費分を補助するものでございます。

なお、既に引っ越しを完了した方などで領収書がない場合には、3万円を補助するというものでございます。

以上、4つの事業に係る所要額でございますが、資料は7ページになります。

宮古市被災者すまいの再建促進事業で約38億1,308万8,000円、宮古市浸水宅地復旧支援事業で1億4,000万円、宮古市地域木材利用住宅促進事業で2億1,000万、宮古市定住促進住宅建築利子補給事業で21億4,369万円、浄化槽再設置支援事業で687万5,000円、宮古市被災者賃貸住宅等入居支援事業で4,965万円を見込んでおり、既存の支援策と今回の追加支援策に係る事業費といたしましては、全体事業費総額63億6,330万3,000円を見込んでおります。

財源につきましては、国からの震災復興特別交付税を財源として岩手県から配付をされました東日本大震災津波復興基金市町村交付金住宅再建分44億円を充当する予定としております。不足する分の約20億円につきましては、取り崩し型復興基金を含む一般財源から充当することとなります。

一般質問におきましてお答えいたしました。これらの財政負担を勘案し、実施可能な支援策として今般の支援策を取りまとめたところでございます。

以上、第3次支援策について説明をさせていただきました。

本事業の実施により応急仮設住宅等での生活を余儀なくされている被災者の方々が早期に恒久的な住まいを確保し、震災前の生活を取り戻し、加えて市の復興が加速するよう強く望むものであります。よろしく願いいたします。

○議長（前川昌登君） 説明が終わりました。

本件について何かご質問があれば挙手願います。

松本議員。

○2番（松本尚美君） さきに③の浄化槽の再設置支援事業、新規ということで、これも以前たびたびご指摘をさせていただいた部分なんです。確認なんですけれども、従前設置をするときに負担をされた方の名義と

新たに再建をするときに設置をされた方の名義、これが違う場合、これは他人であればもちろん別問題なんです。例えば親子関係であるとか兄弟、いわゆる親族、また同居していたというような状況の中では、これはどういう理解になりますか。

○議長（前川昌登君） 長沢生活排水課長。

○生活排水課長（長沢雅彦君） お答えをいたします。

たしか震災後名義がかわった方もいらっしゃいます。大体のところは私のほうで把握してございますので、同居して一緒にいるというような方、あとは家族の名義の方が亡くなられた場合でも家族の方が引き続いて再設置するというような場合には、対象として捉えていきたいというふうに考えてございます。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○22番（松本尚美君） はい、わかりました。

それから、ちょっと戻ってあれなんです、①です。浸水宅地の復旧支援事業の拡充という部分ですが、対象がこの津波という部分です。県の基礎、ベースになっている制度は、これは被災宅地ということで浸水に限ってはいないんです。東日本大震災を起因とするいわゆる地震です。地震でもって津波、それから当然地震という部分になりますが、起因するのは、基本的に県の考え方は当然内陸部にも及びますから、津波だけではないということから、被災宅地ということで制度をつくって実施しているというふうに私も理解しています。

宮古市において津波と、これは同じ宅地ではなくて、地震は除外をするということになります。その考え方です。これ基本的に最初のスタートに戻ってしまうような話なのかもしれませんが、そこはちょっとどうなのかという思いがしておりますけれども、そこはどうでしょうか。どう理解すればいいですか。

○議長（前川昌登君） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村 晃君） 今回の浸水宅地の支援制度でございますが、宮古市においては浸水した区域についてかなりの宮古市に限らず沿岸部大分沈下しておりますので、その分についてかさ上げを促進するような支援をしていきたいということで、浸水した区域に限って恐らくかさ上げが必要になるであろうということを想定して、浸水した区域に限り支援しているという制度でございます。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○22番（松本尚美君） 課長、それはお答えになっていませんね。要はそうすると、もともとこの制度をつくる時に、土地の地盤沈下による土地の地盤のかさ上げだけが対象ではないですよ。当然その地盤の強化であるとか、場合によっては既存の擁壁があれば損傷した部分、またそれを補強する、そういった部分も含まれておりますし、雨水のスムーズな排水、そういった部分も当然入っていますよね。ですから、なぜだから浸水区域、浸水と区域に限定する制度設計をしたのかということ。これはかさ上げだけということであれば理由にならないと思われ。ですから、浸水に区切ったということです。

ですから、さきに私が前段で言ったように、県は被災宅地なんです。ですから、東日本大震災の震災による被災宅地ということで、浸水に限ってはいないんです。ですから、その合理的な理由を説明いただきたいと思っております。

○議長（前川昌登君） 山本市長。

○市長（山本正徳君） ちょっと逆に松本議員のほうにお聞きしたいんですが、例えばどういう場合が想定されるのか、ちょっとそれを教えていただければと。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○22番（松本尚美君） 私が念頭に置いているのは、地震によって地盤が弱くなる、場合によってはそれを地盤を支えている擁壁の改善が必要だということなんです。ですから、そこが排除されているということなんです。

宮古市内において私はゼロでないという前提で今お尋ねしているわけなので、浸水、津波被害が100%ということであればそれもやむなしと、また、結果論としてですよ。今後出るか出ないかわかりませんが、地震による改良、改善も対象になるということであればふえる可能性があったのかもしれない、そういったことから考えると、この浸水区域に浸水というふうに制限をした合理的な理由をお尋ねしているわけです。これは県の制度と違うわけですから。

○議長（前川昌登君） 名越副市長。

○副市長（名越一郎君） 今のご質問にお答えいたします。

まさしく松本議員おっしゃったように、県は被災した、県という視点で見ますと内陸のほうもございまして、そこを基礎のベースとして県の200万のやつについては、宮古市内で浸水していないところで同様に宅地の復旧をする人に対しても補助がございまして。

ただ、先ほど都市計画課長からも申し上げましたけれども、水をかぶっている場合には、やはりもう少し事業費がかかる可能性が高いのかということで、県には県に対してそういう住まいの再建に必要なお金が国から行っている一方で、市には市の実情がございまして、また別途交付税という形でお金が来ております。

そういった中で、今回先ほどの説明でも申し上げましたけれども、市の実情に応じて、あとほかの制度でカバーされづらいところをやはりカバーする必要があるのではないかとということで、今回が第3次になるんですけれども、それまでの第2次までの間に浸水の宅地を対象にした制度を制度化していったということございまして。

以上です。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○22番（松本尚美君） 名越副市長に申しわけないんですけど、それは合理性がないです。事業費がかかるとかこれは結果論で、浸水宅地であっても限りなく少なくなくて済むところもあるし、大きくかかるところもある、地震によっての宅地の被害も小さくかかるところもあるし、大きくかかるところもある、基本的にはその対象になる例えば改善、これについては同じなんです。基本的には県の制度も宮古市の制度も。ただ、面積要件の部分とか、それから上限額が違う、だから、私はシンプルに考えて、県の制度にプラスかさ上げをするという基本的な考え方がベースにあって、そして県の制度を宮古市の場合ですとかさ上げをするほうがより被災された方々の負担を軽減できるということから、私はこの制度ができたのではないのかという思いがしていますし、そうであるべきだと思うんです。地震による被害を受けて同じ条件になっていた場合、ここだけが違うんです。この東日本大震災による起因する被害を受けた方々で違うのは唯一ここなんです。だから、ここだけを差別化、区別、それから地震による被害を受けた方々を排除するということはどうも合理性を持たないということです。

○議長（前川昌登君） 名越副市長。

○副市長（名越一郎君） 確かに浸水していないところの宅地でも事業費がかかるところもあれば、浸水していても必ずしも浸水していないところと比べてかからないところもあるのかもしれませんが、我々の最初制度をつくったときの趣旨としましては、先ほど申し上げましたように、やはり浸水の部分のほうを特に藤原とか磯鶏のように防潮堤のかさ上げとかがあるということで、防集とかがけ近の対象にならないようなところ

とかもありますので、その部分のフォローも必要だろうということで制度化しているものでございます。

必ずしも違うのはここだけというふうにおっしゃっておられましたけれども、例えば今回制度化いたしました引っ越し代ですとか、あと浄化槽のやつとか、木材のやつについても、ほかの市町村でも同様の制度はあるところはあるかと思うんですけども、必ずしも全ての市が対応しているところではありませんので、やはりいただいた財源の範囲内において、市が進めている政策目標だとか、施策をこういうふうに進めていくべきだという考えの中で、一定の独自性を持った制度をつくるということには、一定の合理性はあるのではないのかというふうに考えております。

以上です。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○2番（松本尚美君） 私が合理性を持たないと言っているのはあえて言いますけれども、地震によって被害をこうむって、そしてその宅地を安全なものにして再建をするという状況は、私は例えば割合からして100%ではない、がしかし、一方で地震による被害が90%以上だとも言っていないんです。ですから、当市においては地震によってそういった改良が必要、改善が必要という方々は、本当に全体から見れば1%にも満たないだろうと思うんです。ですから、財政だ云々だ独自性だというのであれば、私はむしろシンプルに県の制度の上乗せということのほうがより合理的な制度設計の基本的な考え方だと思うんです。

だから、あえて本当に少ない方々であるかもしれないけれども、排除すると、そういった地震による被害が、内陸みたいに限りなく100%に近いのであればそれはそれでわかります。津波が来ていないわけなんですから、ところが、宮古の場合はそういった方々が本当にごく一部であってもしらっしゃるといふ現実、税務課で罹災証明を発行しているわけですから、わかるわけです。だから、私はあえて合理性がないのではないですかと、財源的にもその部分が10億も20億も占めると、掛け算の世界でそういったことではないわけですから、だから、素直に東日本大震災の被災宅地支援事業、県の事業に上乗せする形で、リンクする形で制度設計をし、運営をするほうがより合理的だと申し上げているんです。1回はつくったものを発表してそれでやっていくから、何かそれを否定されると困るというようなそんなようにどうも名越副市長の話の話を聞いていると思わざるを得ないんです。これどうですか。申しわけないけれども、市長どうですか。基本的な考え方として。

○議長（前川昌登君） 山本市長。

○市長（山本正徳君） 我々の言い分も、松本議員の言い分も、それは一つの判断になるかというふうに思います。やはり県に従うという方法をとるのか、あるいは我々独自のものをここでつくっていくというのもまた一つ方法かというふうに思いますが、地震で被災した箇所が34カ所ございます。その中で今、記載しましたけれども、これで50万ということで、もし今の松本議員のおっしゃるように言うならば、1,700万プラスの財源がかかるということになります。これがまた負担になってきますとこの辺はどういうふうに考えるかはまたこれは一つの問題かというふうに思っております。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○2番（松本尚美君） かさ上げをしてこういう制度設計をしたのは、市独自の判断それは認めているんです、私は。何回も言うんですが、県の被災したいいわゆる被災宅地の要件です。その要件と宮古市がつくっている要件同じなんです。同じ宅地なんです。別な項目ではないんです。県が認めていない項目、例えば今、言ったけれども、盛り土とか雨水排出とかそれ以外のものを宮古市がプラスアルファで浸水宅地に限って設計しているということではないんです。要件は同じ、要するに県の制度を利用する場合、それをクリアできなければこの

制度も利用できないんです。同じなんです。イコールになっているんです。ですから、独自の判断というのはかさ上げ部分であって、今回違ったのはこの面積要件だけなんです。これが面積要件をなくするというのであればなおさらイコールなんです。わかりますか。同じ要件なんです。

〔「そうではない」と呼ぶ者あり〕

○22番（松本尚美君） いや、要件同じです。要するに県の要件を満たして申請して受け付けなければ、基本的には要件を市のこの浸水宅地は受けられません。

○議長（前川昌登君） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村 晃君） 県の要件に加えてさらに厳しくなっていますのは、浸水した区域ということと、あと一つは新築する方でそこに居住する方という条件がさらについております。

〔「議長、関連」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） 落合議員。

○20番（落合久三君） 最初に今の点に関連してだけ私も松本委員の意見と同じなんですけど、浄化槽、引っ越し代をさらに今回提起したというのは非常にタイムリーだし、まさに公平感をきちっとするという点では、非常にいい提案だと思うんです。

今、問題になっているこの宅地のやつは、私も先ほど市長が地震による被害を受けた宅地が34カ所、仮に松本委員が言うように、これに財源をつくるとすれば一千数百万かかると言ったんですが、そもそも第3次の支援策は、この防集・がけ近は対象にならない、端的に言えば利子補給、引っ越し代、こういうのは、防集・がけ近にはそもそも制度の中にあるからここでまたやるとダブってというのでそれは該当しませんよというのはいいんですが、当局が考えた最大の眼目は、よりスピードを持って住宅を再建させよう、プラスすき間、不公平感が残っているとすればちゃんと埋めようという発想からだと思うので、市長がさっき最後のほうに言った34カ所新たに予算措置するとすれば一千数百万、いいのではないですか、それは私も知っています。これで困っている人西町にもいます。だから、それが100カ所も200カ所もあってどこからどう見てもというのではないし、当局がそもそも考えた本当に被災者に平等に支援策を施すというのであれば、それはそういう意見として、余りお互いに意地を張らないで、いいと思うものはやはり受け入れてやれば済むことではないですか。私はそんなむきになって議論することではないんじゃないかという思いで、関連で質問したんですが、どうですか。

○議長（前川昌登君） いいですか。

山本市長。

○市長（山本正徳君） 皆さん、今、浸水宅地の部分に地震も含めよということでございますので、これは地震も含めさせていただきます。私の決断でやらせていただきますので、よろしくお願いします。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○22番（松本尚美君） はい、わかりました。ぜひ市長の決断を間違いないと思いますが、実施していただきたいと思います。

それから、3ページの同じ浸水宅地のちょっと備考欄に③です。新たに浸水区域に土地を買い求めて住宅を建築する場合、これは前提はあくまでも被災者が新たに浸水区域に土地を求めて住宅を建築する場合というふうに理解するんだけど、それで間違いないですか。被災者がということですね。被災者でなければ当然この文章で理解はできるんだけど、ということですね。

○都市計画課長（中村 晃君） 新たに浸水区域に土地を求めて住宅を建築する場合と記載しておりますのは、

被災した方で浸水区域で再建する方に対しても補助しますということです。

○議長（前川昌登君） 名越副市長。

○副市長（名越一郎君） この備考の③のケースはなぜ除いているかといいますと、もともと浸水区域にお住まいになっていて直す場合には費用が追加的に必要なんですけれども、そういった土地に対して新しく移ってこられる方は、そもそもその土地は修繕が必要なので、論理的には価格が下がっているはずだと、まず、初期投資が低くて済むので、その部分でもともとその浸水区域に住んでいて補修をしてお金を追加的にやらないといけない人と、そういうのは必要なくて金額が下がった部分で買ってこられる人とはちょっとやはり金銭的な負担が違うであろうということで、この③の人は対象外にしているということでございます。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○2番（松本尚美君） ですから、この③に該当する方というのはさっきも言ったように、頭に被災者でない方がということですよね。要するに被災者の場合はこれは該当するわけですから。そうでないの。

○議長（前川昌登君） 名越副市長。

○副市長（名越一郎君） 被災者の方がもともと例えば自分が持っていたところを直す場合には対象になりますけれども、例えば被災者の方が同じ浸水区域で新しく土地を買われる場合は、やはり今、先ほど申し上げたような価格が下がっているはずだというのは変わりませんので、それは対象になりませんという意味でございます。

○議長（前川昌登君） ほかに。

落合議員。

○20番（落合久三君） 浄化槽、大変私はこれはいいなと思って聞きました。この点では、55基というふうに見込み予想を立てた根拠は何でしょうか。

○議長（前川昌登君） 長沢生活排水課長。

○生活排水課長（長沢雅彦君） お答えをいたします。

55基の根拠でございますけれども、現在浄化槽区域で、市営浄化槽で被災された数、これが35基ございます。あとそのほか浄化槽区域で個人設置していた浄化槽、これが被災者ののが10基ございます。そのほか浄化槽区域以外、下水道区域とか集落排水区域で浄化槽を被災された方が41基ございます。これが全部その浄化槽で復帰するわけではなくて、あとは災害公営住宅に移られるとか、あとは下水道区域のほうから浄化槽区域のほうに移られるとかそういうものを勘案すると55基ぐらいが妥当ではないかと見込んでこの数字を考えてございました。

○議長（前川昌登君） 落合議員。

○20番（落合久三君） 次、最後4ページ、②定住促進住宅建築利子補給、かさ上げですが、先ほどの市長の説明では、利子相当額457万、この457万は防災集団移転事業の中に組み込まれている利子補給と歩調を合わせるという意味合いだという説明があったのでそのことはいいんですが、これまで最大で大きっぱに言えば1,500万銀行から金を借りたと、金利が2%ぐらい、1.5から2%だと、償還が25年だとこのぐらいになると、それに対して、250万を一括で支援しようということで始まったんですが、今までの利子補給でこれを申請し受け取っている方の契約者というのは年代でいけばどういう人たちでしょうか。

私はこのこと自体否定しているものではないんですが、相当被災者で家を建てようとしている私が見ている範囲の人というのは、総体的に年配の人が私の場合は7割ぐらいなんです。その人たちは、銀行からこの期

に及んで借金までしてというふうになっていたんですが、なかなか踏み切れないでいるので、相当限定をする
んではないかというふうな思いから、それぐらいだったら直接支援のほうをふやしたほうがいいのではないか
というのを再三言っていたんですが、それは一般質問でやったのでそこに力点は置きませんが、これまでの実
績ではどうでしょうか。対象が私は結構狭まるんではないかというふうにもう思うんです。

○議長（前川昌登君） 松下建築住宅課長。

○建築住宅課長（松下 寛君） お答えいたします。

年代層につきましては、ある一定の年代層が多いということをごさいますけれども、これにつきましては、
住宅に被害を受けた者またはその家族が市内に居住するために資金を借り入れた場合の利子補給ということ
でございますので、被災されたご本人または家族でございますので、そういった意味では債務継承というよ
うなスタイルになると思いますので、世代の偏りには余り影響はないのかというふうにも考えております。

○20番（落合久三君） 課長、それはわかっています。私が聞いたのは、これまでの実績で銀行に融資を受け
た契約者のアウトラインでいいんです。どんな年代の人が契約者になっていますかということを知りたいので。

○議長（前川昌登君） 松下建築住宅課長。

○建築住宅課長（松下 寛君） ざっとアウトラインから言わせれば、40代、50代これが一番多いというふうな
実績になっております。

○議長（前川昌登君） ほかに。

田中議員。

○26番（田中 尚君） 大きな表題が「すまいの再建」というテーマでありまして、災害公営住宅が一方の受
け皿、そして他方では、将来の宮古市の税収の源につながるこの自立再建をしっかりと支援しようという意味
では、大筋の方向はいいのかと思っておりますが、ただ、今お話の出た部分で、一つは今どういう問題が起きて
いるかといいますと、災害公営住宅の場合には、一方においては今回の決算議会でも当然議論になる部分で
ありますが、公営住宅家賃の滞納があります。今回公営住宅の募集をかける、何せ高齢者がふえておりますから、
連帯保証人の問題をどうクリアするのかということがこれはやはりこれからどんどんふえてくるのかと思っ
ております。そういった意味では、金融機関の場合ですと、例えば連帯保証人を立てなくてもよいかかりに信用
保証料を払って融資を受けられるという制度もあるんですが、この自立再建支援とは別な意味で、もう一つの
「すまいの再建」に係る公営住宅のいわば入居条件の部分では、従来の対応とはまた違った工夫と努力が求め
られているのではないのかと思っておりますが、その辺は問題ございますか。

○議長（前川昌登君） 松下建築住宅課長。

○建築住宅課長（松下 寛君） 確かにご指摘のとおり災害公営住宅入居の際の保証人の選任につきましては、
かなりちょっと一気に保証人をというところではいろいろなご意見をいただいておりますが、やはり基本は連帯
保証人を立てていただくということで、今現在2次募集も行っておりますけれども、その中でもやはりそれぞ
れ入居者の方にはお願いしてまいりたいというふうにも考えているところでございます。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○26番（田中 尚君） 文字どおり先ほどの市長の決断に見られるように、やはりいろいろな意味で新しい工
夫等をつくり出すという今、知恵と努力が求められていると思います。石破さん、何て言ったと思いますか。
今回の地方創生の関係で、普通だったらあの発言は問題になるんですけども、やる気のないところは応援し
ませんよ、知恵を出しなさいなんです、彼のメッセージは。そういった意味では、私は今起きている問題、従

前の制度でやはり対応できない場合があるので、そこはではどういう方法があるのかということをごひここに全身全霊を傾けてほしいということでもあります。

もう一つは、これは私どもの復興対策特別委員会の委員長、私自身でじくじたるものがあるんですが、今のような議論でいったときに、我々が提言したのはちっとも生きていないと、それは土地がないからということで合理化されるのでありますけれども、どういうことを我々は要望していたかといいますと、改めて私、読み直してみても、しまったと思うんですが、例えば大槌町の県が建てた大ケ口の戸建てのいわば災害公営住宅です。山田町でも検討していますけれども、5年後には希望者には分譲しますんですよね。そうすると、例えばそこに入っている方の都会にいる子供さんは買うかもしれないし、つまりこれは何かというと、後々にわたって行政のコストを下げる、非常に賢明なスキームなんです。宮古は無理くり土地の高いところに県が用地を求めて、面積がないから上側に行っちゃ、RCだというのは私はちょっとそれが実現できていないというのは、非常に残念だと、今、全協で説明されている部分については評価した上で、あくまでも住まいの再建を考えればそういう課題もありますよということを私は指摘をしたいと思います。

それで、今後の支援策にも影響が出てくると思うんですが、市長がお話したように財源なんです。落合議員が取り上げた部分ですが、いわば利子補給の一括支給です。これは融資をとった方が初めて手にすることができる支援策なんです。若くないとこれは無理です。そこで、現在どういう到達点でしょうか。例えば複数世帯で1,507戸、単数で169戸みているんですけども、この予算額に対してどういうふうな実績が出ているか把握されておりますか。私はここ余りが出てくると思います、結論からいいますと。なぜかということ、銀行は貸してくれない、融資をあきらめる、こういう状況が宮古市だけではないです。生まれているから聞いているんです。もし数を押さえているかどうか、これはあくまでも予測ですから、一方では公営住宅をつくる、一方では皆さんしっかり頑張っってね、自立を支援しますからというのは宮古市の待遇ですから、もし把握しておられるのであればお教え願います。

○議長（前川昌登君） 松下建築住宅課長。

○建築住宅課長（松下 寛君） ここで利用率ということで0.5の利用率でもって積算しております。実際これは借金をする人の率ということもできますので、利子補給なくて再建している方もいますので、この利用率は0.5より下がるのではないのかというのが正直なところであります。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○26番（田中 尚君） これは現実の問題として、市のこの制度に該当する方がどれくらいなのかという部分では、私はしっかりと金融機関に行って照会したりしてやるべきだと思います。

○議長（前川昌登君） 松下建築住宅課長。

○建築住宅課長（松下 寛君） 今現在利用率は36.7%でございます。499やっとうちの申請者が183件ということで36%、3割強の利用率ということでございます。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○26番（田中 尚君） 改めて確認しますが、この7ページの宮古市被災者すまいの再建促進事業の中の複数世帯、単数世帯、これをひっくるめて36.7%というふうに私は理解しようとしているんですが、違うでしょう。ここはわかりやすく例えば複数世帯でこの事業が現実にこういう件数で利用されております、もしそこを把握されているのであれば教えてほしい、そういう質問です。

○議長（前川昌登君） 松下建築住宅課長。

○建築住宅課長（松下 寛君） 失礼いたしました。先ほどの利用率の実績につきましては、7ページの上から4つ目の宮古市定住促進住宅建築利子補給事業の実績でございます。一番上の被災者すまいの再建促進事業につきましては、ちょっと私の課の所管ではないので、福祉だと思っただけなんですけれども。

○福祉課長（松館仁志君） お答えいたします。

被災者すまいの再建促進事業ですけれども、8月末までのトータルです。単身世帯が54件、あと複数世帯が516件、総件数570件になっております。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○26番（田中 尚君） わかりました。

それでもう一つ、私が行政の対応のあり方として、被害に遭われた方々が自立に向かう最大のよりどころが住まいです。そういう意味で、例えば今、仮設に入っておられる方々が県はもう方針出しましたよね。エアコンとかそういうものはもうどんどん宮古市に限らず各市町村のこの仮設住宅の解消計画の中でそれは可能ですよ、プラス市町村が希望すればそれはもうただでおあげしますよというふうになっているんですが、宮古市はそれはどういうふうな対応をしているのですか。私は仮設住宅の解消計画を立てるというのは県のメッセージなんです。新聞報道によりますと、市段階では釜石市、町村段階では田野畑村だけが計画を立てている、宮古市もこの仮設住宅の解消計画、やはり立てることが大事かと思っているんですが、これはどうでしょうか。

○議長（前川昌登君） 松下建築住宅課長。

○建築住宅課長（松下 寛君） 仮設住宅の集約につきましては、これはやはりいずれ今災害公営住宅の整備、それから宅地の面整備が進んでおりますので、その結果、あるいはその推移を反映させたものを仮設住宅の集約計画として定めなければならないというふうに認識しているところでございます。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○26番（田中 尚君） これはせっかく県が、宮城県がこれは始めた部分でありますけれども、岩手県も被災者間の不公平が生じるということが最大のネックだったんですが、いずれエアコン、それからカーテン等々仮設に整備された備品類を無償であげますというメッセージを出しているわけですから、やはりこれもしっかり受けとめて、最大限活用するという体制を整えてほしい、その中に市町村にもやると言っているんです。宮古市は要望していますか。例えば既にあいている仮設があるわけでしょう。二百何十戸、あそこにもエアコン全部入っているんです。あれごみで処理されるカリサイクルコースに回るかどっちかだけです。そこはそういった意味では、私は宮古市として例えば恒常的な公営住宅、これにはないですよ。エアコンが初めから入居者の設置義務なんです。どんどん最近の温暖化を考えると、私はこれはしっかりえげつなくという言葉がよくないですけども、がめつく、市民のためになることはやはり知恵を發揮するというで申していますので、お答えいただきます。

○議長（前川昌登君） 高峯都市整備部長。

○都市整備部長（高峯聡一郎君） まず、備品関係のことで申し上げますと、先ほどおっしゃっていた仮設住宅の、除却計画といいますか、それがまず第1条件になっていて、あともう一点としては、その仮設住宅に今後人が入らないという確証が必要です。今あいている仮設があるのはおっしゃるとおり、ならばそういった仮設住宅の部分が全く今後今誰にも使われないですかという確証は今のところない、世帯分離とかで使われる方もまだいらっしやいます。そういう中で、まさに田中議員さんがおっしゃる工夫というのがどういうことができるのかというのは、市のほうでも考えていきたいと思っています。

あと、もう1点重要なのは、仮設の除却計画は実際にやっていかねばいけない計画をしっかりと立てなければいけないと思います。というのは、今、公有地とか民有地で仮設住宅があって、善意で貸していただいているけれども、その方々土地を使いたい方もいらっしゃるかもしれません。我々も当然使いたい土地もあるし、二中とかの問題もある、そういった中では、備品の問題もありますけれども、しっかり早く除却していく計画を立てていくということが非常に重要なのではないかとこのように考えております。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○26番（田中 尚君） こういう場所ですので、例えば学校の校庭用地に建てて、二中については一定程度取り壊しているわけでありまして、本来のその土地の利用目的に沿ったそういう状況の一つずつ実現していくということが、文字どおりやはり復旧・復興だと思うんです。児童公園しかりです。そういった意味では、例えば西町の公園なんか半分以上あいていますから、ただ、物が置いてあったり、生活の実態がないのにそういうのが結構あちこちに出ているんです。そういった意味では、しっかりと入居されている方の意向も聞きながら、そういうふうなやはり解消計画を立てて有効活用を図ってほしいということも、この住まいの再建の範疇かと思って意見を言っておりますので、よろしくお願いします。

終わります。

○議長（前川昌登君） 竹花議員。

○21番（竹花邦彦君） 私からは、参考までに2つの点についてお伺いをしたいと思います。

今、田中議員のほうから質問があったわけでありまして、宮古市被災者すまいの再建促進事業、7ページのこの38億1,300万、必要な額として計上されているわけでありまして、この予定戸数等については、前回の第2次の宮古市が示したいわば見込み数だというふうに理解をしいですか。それとも戸数とかそういったものが第2回のつまり複数世帯1,507戸、単数世帯169戸だと思いますが、ちょっと私もきょうは資料を持ってきていないのですり合わせができていないわけですが、この戸数の見込みは前回出した見込み額の戸数ですか。どうですか。

○議長（前川昌登君） 滝澤復興推進課長。

○復興推進課長（滝澤 肇君） 第2次のときの試算の世帯数が複数世帯だと1,169だと思いましたが。単数世帯ですと61ということで、直近の数字に合わせて変わっているというふうなことでございます。

○議長（前川昌登君） 竹花議員。

○21番（竹花邦彦君） 直近の数字というのでは伸びているということで、確かに私もこの具体的議論をしたとき、当初市のほうの考え方は1,200前後のいわば一戸建ての再建になりますよという見込みだったんです。私も本会議で議論をして私も1,500くらいいくんではないですか、いやそこまでいきません、1,200程度だと思いますということで、いわば抑えていた数字、そういった数字できているというふうには私は思っていたんです。ところが、きょう1,500という数字ですから。随分この見込み数、もちろんこれ予算措置ですから、不足をするという額よりは、当然予算が必要な問題ですから多く見込むというような私はそれは当然だというふうに思っていますが、ただ余りにも乖離が出るということは当然予算が余るという、予算が余るというのは失礼な話ですが、必要な額が当然これは本当に1,500戸住宅再建は出るんですか、200万が出るんですかというときに、結果として1,100、1,200でした、300戸については、当然予算が必要ありませんでしたという場合に、また、その当初見込んだ財源はどうなるんですか、先ほど申し上げたように、直接保障すべきではないですかというような議論も当然これは今後の課題として出てあり得る話なわけです。

ですから、私はちょっとここの積算の戸数について前回に示した戸数だったかと、そこを改めて確認をしたい。一応考え方はそうではないと、したがって、今回改めてそれをプラスして見込んでいます。これは後でちょっと担当から、もう少し詳しく計算方法についてはお聞きしたいというふうに思っています。

それから、2つ目です。利子補給の問題です。

457万これは実は3月議会でも少し本会議で議論させていただきました。名越副市長の答弁は、250万今やっているんだけど、それを実際に超える方々もおられます。したがって、このかさ上げについて検討をしたいというお話でありました。市長の経営方針の中で、この住まいの再建について拡充を考えているということでありましたから、具体的に何を考えているんですかということの本会議でやりとりをしたときは、この利子補給の問題が今将来的に検討をしている、とすれば実態的にどうなんですかと聞いたらそういうお答えだったわけですが、現実には先ほど松下課長のほうから183件の方々が申請をしている、36%の方々が、この183件のうち250万を超えて利子補給をしているという方は現実にどのくらいありますか。

○議長（前川昌登君） 松下建築住宅課長。

○建築住宅課長（松下 寛君） 183件のうち90件が250万円以上の申請者でございます。

○議長（前川昌登君） 竹花議員。

○21番（竹花邦彦君） わかりました。かなり半分ですね。当初の250万でカバーをできるのではないかということが現実にはそれぞれ被災者の方々が家を建てるときに一定の今、建築単価が上がっているという問題もあるかもしれませんが、そういう意味では半分以上の方々が、申請している方々の250万を超えるという状況なのかなというふうに理解いたします。

私のほうは以上で、そういう状況だけをちょっと確認をしたくてお聞きをいたしました。

○議長（前川昌登君） ほかになければ、この件はこれで終わります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） 説明員の入れかえを願います。

説明事項（2） 宮古市総合計画基本構想（修正案）及び後期基本計画（素案）について

○議長（前川昌登君） それでは、次に、説明事項の2、宮古市総合計画基本構想（修正案）及び後期基本計画（素案）についてであります。説明の前に皆様へ申し上げます。この件につきましては、先日の議会運営委員会におきまして本日の全体説明の後に各常任委員会でそれぞれの所管の事項について協議をしていただくことに決定しております。よろしくお願いいたします。

それでは、説明事項の2について説明願います。

佐藤総務企画部長。

○総務企画部長（佐藤廣昭君） それでは、よろしくお願いいたします。

宮古市総合計画の前期基本計画に関しましては、計画期間が平成26年度までとなっていることでございます。そのため本年6月に有識者、あるいは関係団体の役職員等で構成する宮古市総合計画審議会に基本構想、それから後期の基本計画について諮問したところでございます。その宮古市総合計画審議会から9月5日付で基本構想の修正案、それから後期基本計画の素案について中間答申をいただいたところでございます。本日はその内容についてご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（前川昌登君） 山崎企画課長。

○企画課長（山崎政典君） それでは、今、部長から説明をさせていただきました内容については、私のほうから説明をさせていただきます。

恐縮ですが、座って説明をさせていただきます。

まず、レジュメといいますか、2枚もののペーパーの1ページをお開きいただきたいと思います。

まず、宮古市総合計画基本構想（修正案）についてでございます。

基本構想につきましては、当初、当初といいますのはことしの3月定例議会でございます、新しい議員さん方はちょっと存じない部分もあるかと思いますが、東日本大震災の影響はあるものの基本構想において目指す方向は変わらないと、こういった理由で見直しはしないということとご説明を申し上げましたけれども、その後、庁内でもいろいろ検討した結果、やはり東日本大震災による状況の変化、それから人口減少の加速など配慮すべき事項もあるということで、一部を修正するということといたしました。

なお、本修正案は先ほど部長が説明したとおり、これまでにない形でございますけれども、第4回の宮古市総合計画審議会において中間答申ということで取りまとめられたものでございます。したがって、総合計画審議会はなお設置を継続しておりまして、最終答申をいただくというふうな予定になっております。

主な修正箇所については、後ほど資料のほうで説明をさせていただきます。

次に、2番目の宮古市総合計画後期基本計画（素案）についてでございます。

後期基本計画につきましては、前期基本計画の評価、東日本大震災の影響、人口減少、少子高齢化の状況などを踏まえて策定をいたします。これも同様に総合計画審議会から中間答申をいただいております。

なお、特記事項として、後期基本計画においては、復興計画の取り組みも含めて記載をするという内容にしたいということでございます。これにつきましては、前期の基本計画の基本構想を議決いただいた日が東日本大震災のまさしくその当日でございました。その後に復興計画をつくりまして、いわば総合計画という震災前の部分と復興に特化した復興計画という二本立てでやってまいりました。その部分がどうしてもやはり各議員さん方も、庁内でも見えづらいというところがございますので、後期基本計画の記述の中には、復興計画が必要とされている事業も記載をいたします。ただ、事業計画はあくまで総合計画と復興計画は、今後もある時期までは二本立てでいきたいという考えでおります。

それから、定住促進に向けた取り組み、これは議員さんからそれぞれさまざま意見をいただいておりますし、市としてもことしの4月に基本的な考え方をまとめております。そういった取り組みの考え方を示す内容としたいというふうに考えております。

目標指標については、平成21年度を参考値に、平成25年度、前年度末、ことしの3月末時点の数値を現状値、そして平成31年度を目標値としたいというふうに考えております。

次、3の今後の策定スケジュールでございますけれども、本日議員全員協議会にてご説明をいたします。その後、議長からお話が合ったとおり、各常任委員会でご審議をいただいてそれぞれの意見を出していただきたいと思っております。市のほうとすれば、10月には各地域協議会にも同様にこの同じ内容で基本構想の修正案と後期基本計画の素案を説明したいというふうに思っております。そこで、議会のご意見、各地域協議会のご意見をそれぞれいただきまして、11月末ぐらいにはそれらを踏まえた修正案、後期基本計画については原案という表現をしておりますけれども、確定をさせたいとしております。総合計画審議会については、11月にはもう基本構想の修正案については、最終答申をいただきたいというふうに思っております。

それから、12月に同じく総合計画審議会の後期基本計画の原案についても答申をいただいた上で、12月議会、

日程的にはいつになるかまだあれですけれども、議員全員協議会で同様に説明をしたいというふうに思っております。その後、パブリックコメントを実施したり、各地域協議会の意見を紹介したいというふうに思っております。

それらを踏まえて、2月には市の経営会議で最終的に案を決定いたしまして、3月議会に3回目になります基本構想（修正案）と後期基本計画（案）を説明させていただきたいと思っております。ただ、3月時点ではほぼ確定したものとして説明をさせていただきます。

それから、3月議会では基本構想の修正案、これを議決いただくということで考えております。地方自治法上は、基本構想はもう既に議決要件ではなくなっておりますけれども、宮古市の場合には、自治基本条例において基本構想は議会の議決が必要ということになっておりますので、自治基本条例に基づいた形での議案の提案ということになると思います。それを受けて後期基本計画を市長決裁で決定したいということでございます。

まだ約半年ほどスケジュールございます。議会の皆さんにもさまざまご意見をいただく機会があとまだございますので、それらを踏まえて内容のある基本計画をつくっていききたいというふうに思っております。

それでは、内容説明をさせていただきます。

資料1、基本構想の修正案をごらんいただきたいと思えます。

まず、1ページでございます。赤字の部分が修正をしている内容ということで、これは基本計画も同様でございますけれども、そういった形で見ていただきたいと思えます。黒字になっているところは、前の基本構想と変わらないと、その比較がしやすいように今回こういう出し方をさせていただきました。

1ページ、第3章まちづくりの基本方針の第1、まちづくりの基本的な考え方の中に、「また」以降、東日本大震災に関する記述を入れております。当面は震災からの復興に向けた取り組みを進めることが本市の緊急かつ最大の課題となっていますということで、5か年間でございますので、この記述を基本構想に加えさせていただきます。

それから、2ページでございます。

2ページは現状に合わせた修正でございます。震災以降、陸中海岸国立公園が三陸復興国立公園というふうに名称を改めております。また、三陸ジオパークという新しい概念が出てまいりました。こういった部分を含めて、自然と共に生きるまちづくりの中の記載を若干変更させていただきました。

次に、4ページをごらんいただきたいと思えます。

4ページの活力に満ちた産業振興都市づくり、これも同様に三陸復興国立公園と三陸ジオパークの用語の変更ということになります。

それから、6ページをごらんいただきたいと思えます。

6ページの第5章、土地利用でございます。土地利用については、上段部分は基本的に変わっておりません。ただ、土地利用に関して大きく変更になった部分が震災以降ありますので、その記述を3行ほど加えております。また、東日本大震災で津波の浸水被害を受け居住できなくなった土地については、産業関連施設などの用地として活用を図り、経済活動や市民生活に活力やうるおいを与える場としての土地利用を進めますということで、この記述を加えさせていただきました。

それから、第6章の将来指標でございますけれども、これはデータが変わっている部分を赤字で修正をさせていただきました。特に、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計が変わっておりますので、今回新しく出てきた推計値での数字とさせていただきます。それから、後段部分に定住促進の視点を入れた取り組みを進

め、誰もが、いつまでも、住み続けたいと思える環境をつくることによりという部分をつけ加えて、より定住促進に取り組むという市の姿勢を基本構想の中でも明らかにしたものでございます。

7ページと8ページは、いわゆる人口と市民所得のデータでございますけれども、これにつきましてはデータの差しかえと平成20年以降は当初の基本構造には載っていないけれども、データが出ましたということで、新たにこの部分をつけ加えたという内容になっております。

以上が基本構想の修正案でございます。

次、後期基本計画の素案、資料2をごらんいただきたいと思います。9ページでございます。

この9ページというのは、前期の計画の体制が基本構想と基本計画を続けて同一の冊子としておりましたので、こういう形になります。また、この9ページの下の方に枝番がつくところは、記載上で文言が重なっていたためにページ数がふえたところを前とのページとの比較をしやすいように枝番で処理しているということになります。

第1の後期をつけ加えた基本計画策定の趣旨でございます。

ここは、本来は後段部分の2行程度しかなかったところに、本市ではということで、東日本大震災がというような記述を加えたほか、その結果として、都市基盤の形成など事業の進捗が図られた分野もありますが、産業の振興など震災前の水準に回復途上の分野もあります。また、基本構想で掲げる将来指標をみると、人口の減少、所得の低迷が続いており、震災からの復旧・復興事業とともに、人口減少などへの対策を更に推進する必要がありますということをつけ加えておまして、ここは震災による影響の評価と定住促進の取り組みをまとめた形をつけ加えたものでございます。

第2、後期基本計画の性格で、計画の基本的方向も同様でございます。

ここに前期基本計画の評価、東日本大震災の影響、人口減少、少子高齢化など社会経済情勢の変化などを踏まえという部分をつけ加えさせていただきました。

それから、9の2ページは同様に後期の部分をつけ加えたところでございます。

それから、第2章が施策の体系でございます。

この部分も施策の体系で黒字の部分は前期基本計画と変わっておりません。赤字の部分が変わったところでございます。

まず、施策の体系の中の基本施策の1、三陸沿岸地域の拠点都市としての基盤形成。

この中では公共交通の確保と充実の中で、鉄道とそれから路線バスという2つの大きな公共交通の柱を入れた上で、新たな公共交通手法の活用ということで、鉄道と路線バスだけではない公共交通の活用手法があるということで、この③は新たにつけ加えたものでございます。基本的には昨年策定いたしました公共交通ビジョン、これらに従って各地区の課題をデマンドとかそういったもので解消していこうと、そういった部分を記述していこうという考え方でございます。

次に、11ページをごらんいただきたいと思います。

11ページは林業のところを若干変えさせていただきました。ここはちょっと前と見比べないと若干難しい部分があるんですけれども、実は①と⑤のまず関係でいいますと、前期基本計画では①のほうに公的な部分でやる森林整備、⑤が民間でやる森林整備というような形で書いておりましたけれども、森林整備は公民問わず①のほうにまとめた形で、黒字で変わってはおりませんけれども、そういうふうなことにいたしました。それから、②として地域材の利用促進ということで、前ここに木質バイオマスという文字が入っておりましたけれど

も、木質バイオマスという文字を入れますと、いわゆるエネルギーと勘違いをされる形も出ております。エネルギーはエネルギーでまた別なところで記述する箇所がございますので、ここは地域材の利用推進ということでこういうふうな表題に変更いたしました。それから、⑤の森林づくり活動の推進は、市民の森とかそういった市民も含めて森林というものをどう考えるか、こういった活動。例えば、あるいは川井の木の博物館、こういったところで⑤にまとめようということで、そういう修正をしております。

それから、12ページです。防災・危機管理体制の充実ですけれども、④に防災教育の推進ということで新たに付け加えさせていただきました。これは、基本的に震災以降、やはり防災教育の推進というのが強く求められておりますので、これを足した形になっております。

それから、施策として大きく2番目に災害記憶の伝承という項目をこれは新たに設けました。1つが震災記録の保存・整備、それから、津波遺構の保存・整備ということで、ここにはっきりと先ほどの防災教育の推進と同様ですけれども、考え方として災害記憶の伝承という大きな施策として記述すべきであろうということで、こういった形にしております。

以下番号が繰り下がって、6番目の市民相談の充実ですけれども、この中で広報等は、若干文言整理になりますけれども、③として被災者支援体制の充実という部分をつけ加えさせていただきました。

それから、9が公共下水道の整備という部分だけの話で、更新といった部分もだんだん必要になってきているということで、こういうふうに変更いたしました。

それから、13ページになりますけれども、循環型社会の形成の中に①として大きく再生可能エネルギーの利用促進、木質バイオマスは先ほどの森林とかとは切り離してこちらのほうで大きく記載してまいりますし、スマコミとかブルチャレもこういったところで記述をしていくと、こういう体系の考え方でございます。

それから、健康でふれあいのある地域づくりの健康づくりの推進ですけれども、歯と口腔の健康づくりの推進これについては、健康課のほうで新たに計画もプランニングも立てておりますので、⑤としてこれは新たに付け加えさせていただきました。

それから、14ページでございます。国際交流・理解の推進ということで、前は国際理解というだけでしたけれども、今後は国際交流という部分も入れなければならないだろうということで、そういうふうにいたしました。それと、きょう内館議員の一般質問で答弁したとおり、地域間交流の推進という、ここがふさわしいかどうか我々事務方としても悩むところではありますけれども、交流拠点施設の整備・活用といった部分で、三治道、宮古盛岡横断道路、340号、こういった新たな交通の体系の整備によって交流拠点という部分の考え方も変わってきますので、そういった部分をここにまとめて記述をしたいという考え方になります。

そして、14の3、ここに新たに第3章をおこしました。第3章、定住促進に向けた取り組みということで、どこにこの定住促進を書くか我々も非常に悩んだわけでございますけれども、新たに章をおこしてはっきりと見ていただくというのが一番、市の方向性としても市の体制としてもわかりやすいのかということで、第1、現状と課題ということで、人口減少等の現状と課題を書いております。

それから、第2に定住促進の基本的な考え方ということで、ことし4月に策定した宮古市における定住促進の基本的な考え方の中からまとめて記載をしております。具体的な取り組みについては、特に結婚・出産・子育て世代を意識して各分野の施策を推進するという事としております。

それから、定住促進の目標指標及び目標値につきましては、いろいろ悩みましたけれども、市民意識調査で定点観測的に同じ項目でやっているのが定住意向の割合というのがございます。やはり総体的に市民の皆さん

がどのように考えるかというのが一番顕著にあらわれるのは、この市民意識調査の中での「宮古に住みたい」と「住み続けたい」という考え方になると思いますので、この数値が平成17年度76.1、21年度は71.3と下がっております。ただ、平成25年度は75.5というふうにもたまたま上がっております。ここらを17年度の数値を上回るということを目標としたいと。

14の4ページでございますけれども、第4、定住促進の取り組みの視点ということで、取り組みの視点を大きく4つ掲げました。これは基本的な考え方に基づくものでございます。

1つは、安定した仕事を持てる環境づくり、2番目が子どもを幸せに育てられる環境づくり、3番目が快適に暮らせる環境づくり、4番目が静かに暮らせる環境づくりということで、基本事業はここで再掲という形。

〔「静かにでなくて豊かに」と呼ぶ者あり〕

○企画課長（山崎政典君） すみません。豊かに失礼しました。豊かに暮らせる環境づくりということの4つの柱にして基本事業は再掲としておりますが、ここにどういった事業が入るかということで、一旦こういう形で掲示しております。これについては、今現在5カ年の事業計画を各課からヒアリングをして内部調整をしつつありますので、ここに再度また細かい事業を掲載するかどうかは、12月までの判断になるかというふうには思っていましたけれども、一旦こういう形で事業がここに掲載されることによって、市民の皆さんも、あるいは対外的によその皆さんも宮古市は定住促進に対してこういうふうに取り組んでいるんだなというのがわかりやすいというような感じの計画の体系にしております。

第2編から部門別計画に入ります。

ここを全部説明すると大変恐縮ですけれども長くなりますので、これらは先ほど説明したとおり、前期と後期の違いが赤い字の部分でございますので、これらでこのそれぞれの部門別の、例えば第1章、第1、都市間道路交通網の形成の中の現状と課題とか、施策の体系、そして施策の方向、基本事業、こういったものが適切かどうかというご判断をいただければというふうに思います。

そのご判断をいただくものの参考資料といたしまして、宮古市総合計画前期基本計画の評価表というのをつけております。これは、基本施策の全ての細かい施策に関しまして、市としての総合評価、それから施策の体系ごとに目標指標が前期基本計画は、参考値が平成17年、現状値が平成21年、そして目標値を平成26年にしておりました。それが、最新現状値としての平成25年の数字を掲げておりますので、これがどこまで達成したかという、それぞれ議員各位のご判断の参考になるというふうに思っております。

今回改めて初めてこういう9月議会という形で説明をする形になりましたけれども、前回以上に議員の皆さんには議論いただく期間は長くなったというふうに思っておりますので、そこをいろいろと議論していただいでご意見を提出していただいたものをまた市のほうと総合計画審議会、あるいは地域協議会そういったところからもご意見を聞いて、12月にまたお示しをして議論をいただく場を設けたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（前川昌登君） 説明が終わりました。

先ほども申し上げましたけれども、この件につきましては各常任委員会で協議していただきますので、きょうは概略的なことでの質問があればということですが。

〔北村議員「1点だけ」と呼ぶ〕

○議長（前川昌登君） 北村議員。

○10番（北村 進君） 基本構想の6ページの将来指標の確認なんですけど、人口推計の確認なんですけれども、

これは一般質問でも取り上げたんですが、この国立社会保障・人口問題研究所が将来推計を出したわけですが、これはあくまでも平成22年の国勢調査をもとに推計しておりますよね。発表は平成25年3月推計と何となく震災後に出したような、震災の数も含まれるようにとられますけれども、それは含まれていないですよ。

○議長（前川昌登君） 山崎企画課長。

○企画課長（山崎政典君） 基本的には、推計に当たっては各都道府県の推計、住民基本台帳等も参考にしていますので、震災の影響も入っているというふうには考えております。ただ、我々とすれば、国立社会保障・人口問題研究所がこういう数字を出しましたというところで、細かいデータとしてこういうふうな形で数式があってというのは市町村見せられていないので、震災の影響は加味されているというふうには考えますけれども、どの部分がというとちょっとそこはなかなか余り市区町村レベルではお答えしづらいというふうになっています。

○議長（前川昌登君） 他になければこの件はこれで終わります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） どうもご苦労さまでした。

皆さんに相談がございますのでちょっと。

広島のように土砂の災害があるということで、被災地の皆さんが1カ月を経過した中で大変ご苦労しているということでございますので、宮古市議会としても義援金を出す方向で、議会運営委員会で話し合いをした結果、皆さんに諮ってそういうふうにしましょうということでございますので、皆さんのご理解をいただければ報酬から5,000円を引いてやりたいということでございます。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） それでは、この件はそのようにさせていただきます。

○事務局長（上居勝弘君） 補足でございますが、皆さんの報酬から5,000円、さらに議長、副議長は1万円ということになります。参考までに報告申し上げます。（拍手）

○

閉 会

○議長（前川昌登君） それでは、きょうの全員協議会これで終わります。

どうもご苦労さまでした。

午後 3時26分 閉会

○

宮古市議会議長 前川昌登